

1 独占禁止法・金融商品取引法・公認会計士法上の課徴金制度の比較③

(注1)私的独占若しくは不当な取引制限をした者又は一定の取引分野における競争を実質的に制限した事業者団体に対するもの

(注2)加減算及び減免の概要については以下のとおり。

独占禁止法	金融商品取引法・公認会計士法
<p>【加算(算定率)】 10年以内に課徴金納付命令等を受けていた者又は違反行為において主導的な役割を果たした者に対しては5割増しの率を適用</p> <p>【減算(算定率)】 違反行為を早期に取りやめた者に対しては2割減の率を適用</p> <p>【減免(金額)】 立入検査前に違反行為について 1番目に申請した者→納付命令せず 2番目に申請した者→50%減額 3番目に申請した者→30%減額 4番目に申請した者(公取委に把握されている事実以外)→30%減額 5番目に申請した者(公取委に把握されている事実以外)→30%減額 立入検査後に違反行為について申請した者(公取委に把握されている事実以外)→課徴金を30%減額 (検査前検査後全体で5番目まで、検査後は、3番目まで)</p>	<p>【加算(金額)】(金融商品取引法) 違反行為者が過去5年以内に金融商品取引法上の課徴金納付命令等を受けたことがあるときは、課徴金額が1.5倍に加算される</p> <p>【減算(金額)】(金融商品取引法) 一定の違反行為を行った者が当局の調査前に内閣総理大臣(証券取引等監視委員会)に対し報告を行った場合、課徴金額が半額に減算される (一定の違反行為) ・法人による自己株の取得におけるインサイダー取引 ・継続開示書類・発行開示書類の虚偽記載 ・大量保有報告書の不提出 ・特定証券等情報・発行者等情報の虚偽等</p> <p>【免除】(公認会計士法) 一定の戒告・業務停止、解散命令等を行う場合であって、課徴金の賦課が適当でないとい認められるときは、命じないことができる</p>

(注3)具体的な調整手続は以下のとおり。

現行独占禁止法	金融商品取引法
<p>① 課徴金納付命令時に罰金額が確定している場合、当該罰金額の半分相当を控除した額の課徴金納付命令を出す。</p> <p>② 課徴金納付命令後に罰金が確定した場合、公正取引委員会の審決をもって、当該罰金額の半分を控除した額の課徴金納付命令に変更する。既に課徴金が納付されている場合、必要に応じ還付を行う。</p>	<p>① 課徴金納付命令時に罰金等の刑事判決が確定している場合 …当該金額相当額を控除した額の課徴金納付命令</p> <p>② 課徴金納付命令時に刑事裁判が係属している場合 …判決確定まで納付命令の効力停止。判決確定後に罰金額等と調整し、納付命令の変更又は取消し</p> <p>③ 課徴金納付後に起訴された場合 …判決確定後、納付済みの課徴金と罰金額等を調整し、納付命令変更し、還付</p>